

綾部市議会基本条例

綾部市議会基本条例（平成22年綾部市条例第11号）の全部を改正する。

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則等（第3条—第7条）
- 第3章 市民と議会との関係（第8条—第10条）
- 第4章 市長等と議会との関係（第11条—第15条）
- 第5章 議会の機能強化（第16条—第24条）
- 第6章 議員の定数及び報酬（第25条）
- 第7章 条例の確実な履行及び見直し（第26条・第27条）

附則

綾部市議会は、歴史と文化を大切にしながら綾部市市民憲章の実現と、全ての市民が生きる喜びを享受し、安心して暮らすことができるまちづくりを進めるために、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民の負託に応える責務があります。

日本国憲法は、地方公共団体の制度として、議事機関である議会を構成する議員と執行機関である長をそれぞれ住民が直接選挙するという二元代表制をとっており、綾部市議会と綾部市長とは、独立・対等の立場で、それぞれ異なる特質を生かし、市民の意思を市政的に反映するために切磋琢磨し、最良の意思を決定しなければなりません。

綾部市議会は、その責務を果たすため、これまでから市民の多様な意見を的確に把握し、市民本位の立場で議会活動に取り組むとともに、綾部市長その他の執行機関に対する監視及び評価機能の充実を図ってきました。これまで取り組んできた成果を基に、さらに、公正性及び透明性を高め、市民に開かれた身近で信頼される議会としていくためには、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいかなければなりません。

よって、ここに綾部市議会及び綾部市議会議員が果たすべき役割等を明確にし、地方自治の本旨である市民福祉の向上及び市勢の発展に尽くすため、綾部市議会の最高規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、綾部市議会（以下「議会」という。）に関する基本的事項を定め、二元代表制の下、議会及び綾部市議会議員（以下「議員」という。）がその担うべき役割を的確に果たすことにより、市民の負託に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

（最高規範性）

第2条 議会は、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、改正し、若しくは廃止するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 議会は、議員に対してこの条例に関する理解を深めさせるために、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。
- (2) 市政に係る調査研究等を通じて、政策の立案及び提言等を行うこと。
- (3) 開かれた議会を目指し、情報を積極的に公開し、及び発信するとともに、議会活動に係る説明責任を果たすこと。
- (4) 公正性及び透明性を確保するとともに、綾部市長（以下「市長」という。）その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）による事務の執行について監視し、及び評価すること。
- (5) 繼続的な議会活性化に努め、議会機能の向上を図ること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 市民の代表として、常に良心と責任感を持って品位の保持に努め、識見を養うこと。
- (2) 議会の構成員として、個別的な事案の解決にとどまらず、市民福祉の向上及び市勢の発展を目指すこと。
- (3) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを踏まえ、議員相互の自由な討議を尊重し、合意形成に努めるとともに、議決責任を深く認識すること。
- (4) 市政全般についての課題、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高めるため、不断の研鑽に努めること。

(議長の責務)

第5条 議長は、議会を代表する立場として、中立で公平な議会運営を行うとともに、議会の活性化が図られるよう行動するものとする。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派（議会活動を同じくする2人以上の所属議員を有する団体をいう。以下この条において同じ。）を結成することができる。

2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 議員の活動を支援すること。
- (2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議のために調査研究を行うこと。
- (3) 会派間で必要に応じて合意形成を図り、議会の円滑かつ効果的な運営に努めること。

(災害時の対応)

第7条 議会及び議員は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに市民生活の安定及び維持に努めるものとする。

2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。

第3章 市民と議会との関係

(会議の公開等)

第8条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）等、全ての会議を原則として公開するとともに、これら会議の傍聴の促進に努めるものとする。

(広報及び広聴の充実)

第9条 議会は、議会に対する市民の関心を高めるため、情報技術の発達等を踏まえた多様な手段を用いて、議会活動に係る広報及び広聴の充実に努めるものとする。

(市民の参画)

第10条 議会は、市民の多様な意見を把握するため、市民及び議員が意見を交換する機会を原則年1回以上設けるものとする。

2 議会は、市民の意見を審議に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用に努めるものとする。

3 議会は、請願の審査において必要があると認めるときは、請願者の説明及び意見を聞く機会を設けるものとする。

第4章 市長等と議会との関係

(市長等と議会との関係の基本原則)

第11条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等な立場で適切な緊張関係を保ちながら、議事機関として、市民福祉の向上及び市勢の発展のために活動するものとする。

(質疑及び質問)

第12条 議員は、本会議及び委員会において質疑又は質問を行うに当たっては、市民に分かりやすいものとするため、その論点及び争点を明確にするものとする。

2 議員は、本会議において質疑又は質問を行うに当たっては、一括方式又は一問一答方式のいずれかを選択することができる。

(反問権)

第13条 市長等は、本会議及び委員会における質疑又は質問に対し、その趣旨及び論点を明確にし、議論を深める目的で、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

(議決事件の追加指定)

第14条 議会は、市政における重要な計画等で議会が必要と認めるものを、綾部市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年綾部市条例第28号）に定めるところにより、議会の議決すべき事件として追加指定できるものとする。

(説明等の要求)

第15条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）の審議に当たり、政策等の論点を整理するとともに、審議を通じてその水準の向上を図るため、政策等に係る背景、経緯、市民参加の有無とその内容、他の自治体の類似する政策等との比較検討、財源措置、将来負担等に関する必要な説明及び資料の提出を求めることができる。

2 議会は、市長が予算案を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、前項の規定に準じて、施策別、事業別その他の分かりやすい説明資料を作成し、提出するよう求めることができる。

第5章 議会の機能強化

(議員研修等の充実)

第16条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、広く各分野の専門家等との議員研修会等を年1回以上開催するものとする。

(専門的知見の活用)

第17条 議会は、議案等の審議の充実、政策の立案及び提言等の強化等に資するため、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとする。

(交流及び連携の推進)

第18条 議会は、他の地方公共団体の議会と積極的に交流及び連携を図り、議会活動に反映させるよう努めるものとする。

(議員間討議の推進)

第19条 議員は議会が議員による討議の場であることを認識し、議長や委員長は合意形成に向けて議論を尽くす等、議員相互の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。

(委員会の活動)

第20条 委員会は、その専門性及び特性を生かし、適切な運営に努めるものとする。

2 委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

3 委員会は、調査研究及び資料の公開等を積極的に行い、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、綾部市議会委員会条例(平成3年綾部市条例第20号)に定めるところによる。

(政務活動費の活用)

第21条 政務活動費は、調査研究その他の活動に資するために充てるものとする。

2 会派(綾部市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年綾部市条例第1号)第1条に規定する会派をいう。)の代表者は、政務活動費の使途の透明性を確保するため、会計帳簿、領収書等を整理するとともに公開し、その説明責任を果たさなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、政務活動費について必要な事項は、綾部市議会政務活動費の交付に関する条例に定めるところによる。

(議会事務局の体制整備)

第22条 議会は、議会活動の円滑かつ効率的な実施並びに議会による政策の立案及び提言等の能力の向上に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

(議会図書室の充実等)

第23条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実及び活用を図るものとする。

(予算の確保)

第24条 議会は、議事機関としての機能確保、円滑な議会運営の実現その他この条例の目的を達成するために必要な予算の確保に努めるものとする。

第6章 議員の定数及び報酬

(議員の定数及び報酬)

第25条 議員の定数は綾部市議会議員定数条例（平成14年綾部市条例第41号）に、議員の報酬は綾部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年綾部市条例第13号）に定めるところによる。

2 前項に規定する条例の改正を議員が提案する場合は、市を取り巻く現状、課題、将来の予測及び展望を考慮するとともに、市民等の意見を参考にするものとする。

第7章 条例の確実な履行及び見直し

(条例の確実な履行)

第26条 議会は、この条例に基づく議会活動を適切かつ確実に実行するため、議員の任期を基準として、具体的な取組に関する計画を策定し、その計画に基づき活動するものとする。

(条例の見直し)

第27条 議会は、社会情勢の変化及び市民等の意見を勘案するとともに、議会活動に関する不断の検証に努め、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（綾部市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部改正）

2 綾部市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年綾部市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び綾部市議会基本条例（平成22年綾部市条例第11号）第9条」を削る。